

中津市週休2日工事実施要領

令和6年9月26日
中契暦第7号

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、中津市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

(発注方式)

第2条 「週休2日工事」の対象となる工事・業務（以下「工事等」という。）のうち、対象期間において、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「現場閉所型週休2日制」による週休2日工事を実施することができる「受注者希望型」とする。

2 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制」の週休2日工事は、当面の間、採用しないものとする。

(対象工事等)

第3条 中津市、中津市上下水道事業及び中津市病院事業が発注する、設計金額に関係なく全ての工事等を基本的に対象とする。ただし、次に掲げる①～④の工事等は除くことができる。

- ① 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事等（出水期における河川区域内工事や、幼稚園・小中学校の改修工事など）
- ② 緊急を要する工事等（災害復旧工事など）
- ③ 小規模な修繕業務（数日程度で完成する業務など）及び、各種委託業務
- ④ その他発注者が指定する工事等

2 対象工事等については、仕様書等に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。

(週休2日の定義)

第4条 本要領における「週休2日」とは、工事の着手前に4週間のうち8日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。

2 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としてい

る内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。
- 3 休日の考え方については、別紙「**週休2日工事 休日等の考え方**」による。
- 4 次に掲げる作業は、第1項の現場での作業に該当しない作業とする。
 - ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
 - ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
 - ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（実施内容）

第5条

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

（2）計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式、又は市様式（別紙））を監督員に提出しなければならない。計画工程表の作成に当たっては、第4条「週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出する。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙 表示例）

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、中津市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（5）休日の変更

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前6日、後1か月以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良等については、不測の事態等と認めるものとする。

（6）監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

(労務費・工事成績等の取り扱い)

第6条

(1) 労務費等の取扱い

第5条「実施内容」に基づき週休2日が達成できた場合、労務費等に、別に定める「中津市週休2日工事実施要領に係る労務費等の補正係数の運用について」により補正係数を乗じて増額変更するものとする。

なお、休日の取得状況が4週8休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、増額変更の対象としない。

(2) 工事成績評定の取扱い

第5条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の形態が完全に達成できた場合、工事成績対象工事については下記項目において評価する。

なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

① 土木・設備工事

- ・監督員(1) 5.創意工夫 I.創意工夫
- ・監督員(2) 2.施工状況 II.工程管理

② 建築・設備工事

- ・監督員(1) 5.創意工夫 ■その他
- ・監督員(2) 2.施工状況 II.工程管理

(実施証明)

第7条 週休2日を達成した場合において、受注者よりその証明を求められた場合、発注者は、別紙様式「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則 (令和6年3月22日中契暦第12号)

この要領は、令和6年4月1日以降起案する工事に適用する。

附則 (令和6年9月26日中契暦第7号)

この要領は、令和6年10月1日以降起案する工事に適用する。